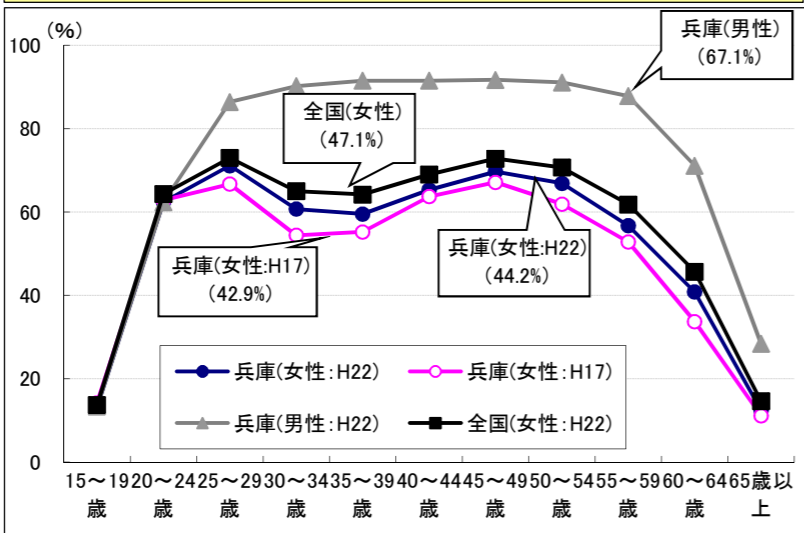


1 女性の就業率

都道府県別の女性就業率
(全国平均 47.1%)

1	石川	51.2%
2	福井	50.9%
3	東京	50.2%
4	長野	50.2%
5	愛知	50.1%
⋮	⋮	⋮
43	愛媛	44.2%
44	兵庫	44.2%
45	北海道	44.0%
46	和歌山	43.7%
47	奈良	40.9%

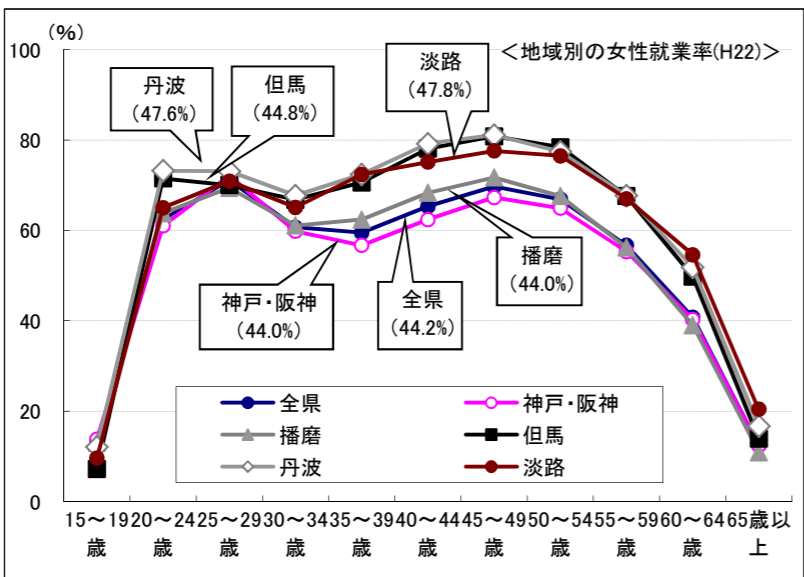
本県の女性就業率は44.2%(全国平均47.1%、全国44位)で、5年前(42.9%)より1.3%上昇しています。また、県内では地域によって差があり、丹波・淡路地域は高く、神戸・阪神、播磨地域は低くなっています。
資料:平成22年国勢調査



2 25～44歳の育児をしている女性の有業率

都道府県別の育児をしている女性有業率(全国平均52.4%)

1	島根	74.8%
2	山形	72.5%
3	福井	72.1%
4	鳥取	71.8%
5	富山	68.3%
⋮	⋮	⋮
43	千葉	46.7%
44	大阪	46.7%
45	埼玉	46.4%
46	兵庫	43.2%
47	神奈川	41.1%



M字カーブの底である30歳代とその前後の年齢階級(25～44歳)について、育児をしている(未就学児(小学校入学前の幼児)を対象とした育児)女性の有業率は、本県では43.2%と全国第46位になっています。
資料:平成24年就業構造基本調査

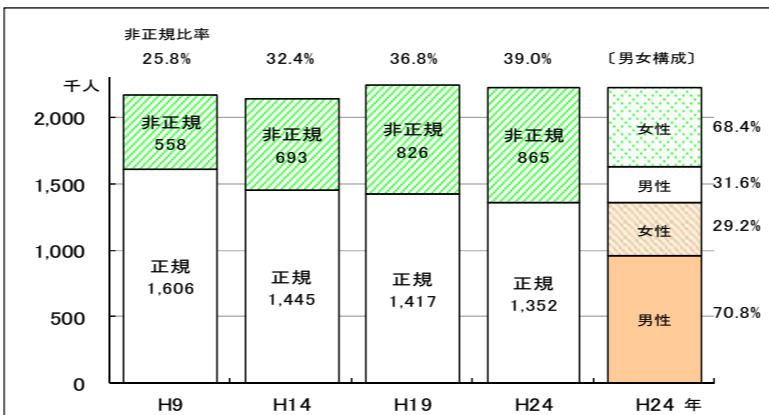
3 女性無業者の就業希望割合等

15歳以上の女性有業者の割合は全国平均を下回っていますが、女性無業者の就業希望割合は全国平均を上回っています。
資料:総務省統計局「就業構造基本調査」(平成24年)

	有業者/総数 (%)	就業希望者/無業者 (%)			非就業希望者/無業者 (%)
		15歳以上	30～49歳	50歳以上	15歳以上
全国	48.2	22.9	59.5	11.5	76.5
兵庫県	43.8	23.3	58.1	11.1	76.1

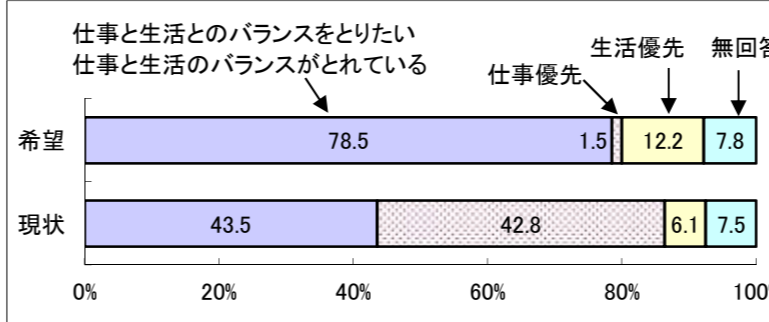
4 正規労働者と非正規労働者の推移及びその男女構成

非正規労働者の割合は一貫して上昇傾向にあり、そのうち女性が68.4%(全国68.3%)を占めています。
資料:総務省統計局「就業構造基本調査」



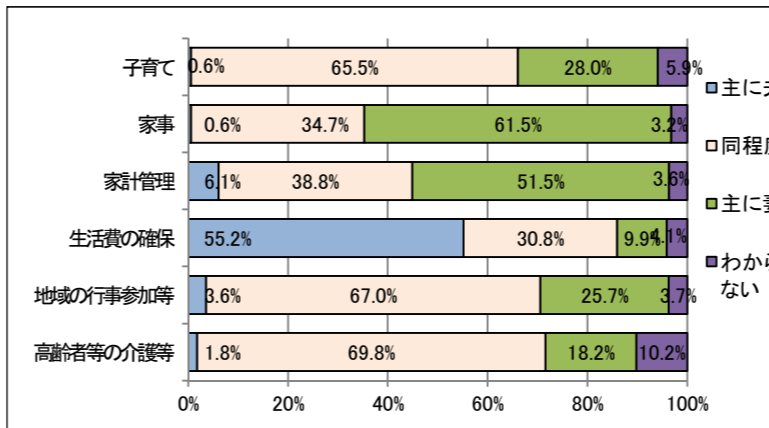
5 ワーク・ライフ・バランスの希望と現状 (意識調査「あなたの仕事と生活のバランスの希望と現状はどうか」の結果)

仕事と生活のバランスをとりたいと希望しても、そのうち約6割程度しか実現していません。
資料:(財)兵庫県勤労福祉協会「平成23年度事業所・勤労者の実態調査」



6 家庭での夫婦の役割分担意識 (意識調査結果)

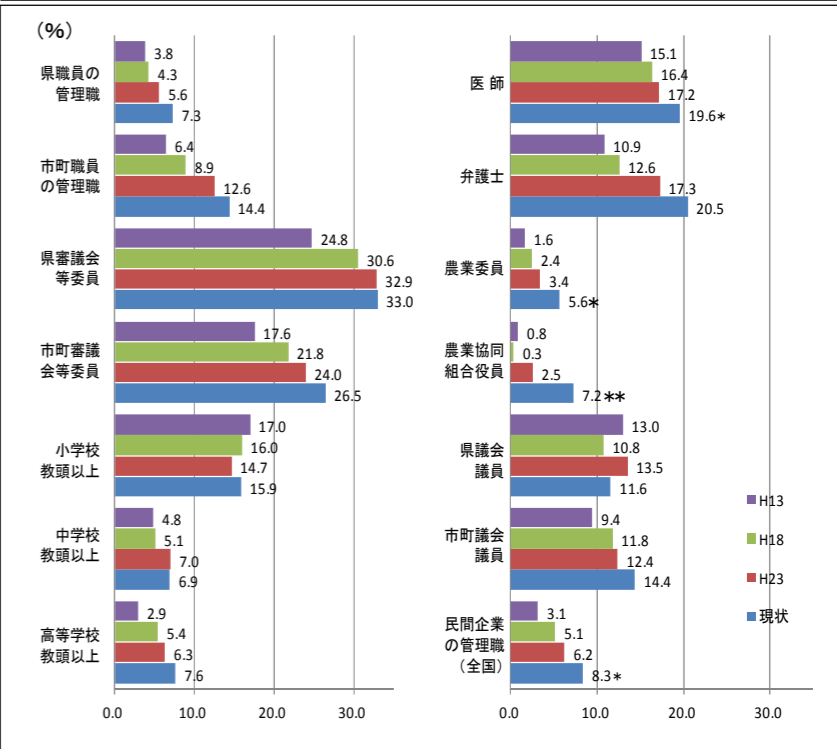
「子育て」「地域の行事参加等」「高齢者等の介護・世話」に関しては、夫婦同程度に行うべきと考える人が多くなっています。
資料:兵庫県「県民モニター調査」(平成26年度)



7 各分野における指導的地位に占める女性割合

指導的地位に占める女性割合は、あらゆる分野で着実に上昇しているものの、全体として低い水準にとどまっています。
資料:兵庫県企画県民部調べ(現状:平成27年現在 *は26年 **は25年 備考:「県職員の管理職」は知事部局等(企業庁、県立大学事務局、議会、監査、人委含む)、教委(教員除く)、警察、病院(医師除く)における女性管理職比率を指す「民間企業の管理職」は全国データ(民間企業の管理職=部長級+課長級)

資料:兵庫県企画県民部調べ(現状:平成27年現在 *は26年 **は25年 備考:「県職員の管理職」は知事部局等(企業庁、県立大学事務局、議会、監査、人委含む)、教委(教員除く)、警察、病院(医師除く)における女性管理職比率を指す「民間企業の管理職」は全国データ(民間企業の管理職=部長級+課長級)



8 企業における取組状況

- 女性活躍推進法関係
行動計画届出状況: 568社 (うち301人以上企業530社(届出率100%))
認定企業(えるぼし): 7社
- 次世代育成支援対策推進法関係
行動計画届出状況: 2,325社 (うち301人以上企業526社(届出率99.2%))
101～300人企業1,271社(届出率98.8%)
認定企業(くるみん): 72社
特例認定企業(プラチナくるみん): 3社
いずれもH28.11末時点

9 県、市町における取組(女性活躍推進法における地方公共団体の役割)

- 「女性活躍のための推進計画の策定」(法第6条:努力義務)
県:「ひょうご男女いきいきプラン2020(第3次兵庫県男女共同参画計画)」策定(H28.3)
市町: 7市町が策定済み(H28年度中にさらに5市が策定予定)
- 「特定事業主行動計画の策定」(法第15条:義務)
県:「第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画-ひょうごアクション8-」改定(H28.3)
市町: H28.3までに41全市町が策定済み
- 「女性活躍を地域ぐるみで応援する協議会の設置運営」(法第23条:任意)
県:ひょうご女性の活躍推進会議の設置(H27.7)
市町: 未設置(H28年度中に2市町において設置予定)